

平成26年12月26日  
消 防 庁

## 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成26年12月27日から平成27年1月28日までの間、意見を募集します。

### 1 改正内容

今回の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）の主な改正事項は、以下のとおりです。

- ・ 地階を除く階数が11以上の特定共同住宅等の11階以上の階に設置することとされている共同住宅用スプリンクラー設備について、設置すべき部分に令別表第1（6）項口に掲げる火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設で275㎡未満のものを除く。）の用途に供される部分を追加する。
- ・ 地階を除く階数が10以下の特定共同住宅等についても共同住宅用スプリンクラー設備を設置できることとする。

### 2 意見募集対象及び意見募集要領

#### ○ 意見募集対象

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）

- 詳細については、別紙の概要資料を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成27年1月28日（水）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 吉村補佐、新納

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）について

平成26年12月  
消防庁予防課

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第12条第1項第1号の改正により、令別表第1（6）項口に掲げる火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設を除く。）には、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。

これに伴い、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。）において、地階を除く階数が11以上の特定共同住宅等の11階以上の階に設置することとされている共同住宅用スプリンクラー設備について、設置すべき部分に令別表第1（6）項口に掲げる火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設で275㎡未満のものを除く。）の用途に供される部分（以下「特定福祉施設等」という。）を追加するとともに、地階を除く階数が10以下の特定共同住宅等についても共同住宅用スプリンクラー設備を設置できることとする。

【改正内容】

- （1）通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる消防用設備等（第3条第2項表関係）

地階を除く階数が10以下の特定共同住宅等における通常用いられる設備等の欄にスプリンクラー設備及び特定福祉施設等に設置される屋内消火栓設備を追加するとともに、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の欄に共同住宅用スプリンクラー設備を追加する。また、地階を除く階数が11以上の特定共同住宅等における通常用いられる設備等の欄に10階以下の階に存する特定福祉施設等に設置される屋内消火栓設備を追加する。

- （2）共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準（第3条第3項関係）

共同住宅用スプリンクラー設備を設置すべき部分に、特定福祉施設等を追加する。

- （3）共同住宅用スプリンクラーの設置を要しない場合（第3条第4項関係）

10階以下の階に存する特定福祉施設等に、令第12条第2項第3号の2に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合には、当該部分に共同住宅用スプリンクラー設備の設置を要しないこととする。

- （4）その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】平成 28 年 4 月 1 日

【経過措置】

地階を除く階数が 11 以上の特定共同住宅等の 10 階以下の階に存する共同住宅用スプリンクラー設備が設置されていない既存の特定福祉施設等（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。）における共同住宅用スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、従前の規定を適用することとする。

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認の御連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

## (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[n.nihiro@soumu.go.jp](mailto:n.nihiro@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィ

ルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

## (2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

## (3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 4 意見提出期限

平成27年1月28日（水）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の

一部を改正する省令

第二条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のもの

イ 令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ 令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(規則第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

第三条第二項の表を次のように改める。

特定共同住宅等の種類	構造類型	二方向避難型特定共同住宅等
	階数	地階を除く階数が五以下のもの
通常用いられる消防用設備等	屋内消火栓設備(特定福祉施設等に設置するものに限る。)	屋外消火栓設備
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

	動力消防ポンプ設備	
地階を除く階数が十以下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するものに及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

	開放型特定共同住宅等
	地階を除く階数が五以下のもの
<p>設置するものに限る。</p> <p>）</p> <p>スプリンクラー設備</p> <p>自動火災報知設備</p> <p>屋外消火栓設備</p> <p>動力消防ポンプ設備</p>	<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。）</p> <p>スプリンクラー設備</p> <p>自動火災報知設備</p> <p>屋外消火栓設備</p> <p>動力消防ポンプ設備</p>
	<p>共同住宅用スプリンクラー設備</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備</p>

<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>
<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。）</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

			二方向避難・開放型特定共同住宅等
			地階を除く階数が十以下のもの
			地階を除く階数が十一以上のもの
		動力消防ポンプ設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
		共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

	<p>その他の特定共同住宅 等</p>
	<p>地階を除く階数が十以 下のもの</p>
<p>もの及び十階以下の階 に存する特定福祉施設 等に設置するものに限 る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>屋内消火栓設備（特定 福祉施設等に設置する ものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備</p>
<p>共同住宅用自動火災報 知設備</p>	<p>共同住宅用スプリンク ラー設備 共同住宅用自動火災報 知設備</p>

第三条第三項第一号口中「消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）を

		<p>屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	
<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>	

「規則」に改め、同項第二号イ中「十一階以上の階」の下に「及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）」を加え、同条第四項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当するとき。 共同住宅用スプリンクラー設備

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の

基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限り。）。

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する特定共同住宅等（地階を除く階数が十一以上のこの省令による改正後の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいい、地階を除く階数が十一以上のものの十階以下の階に存する同条第一号の三に規定する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備が同令第三条第三項第二号イの規定に適合しないときは、同条第二項の表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、平成三十年三月三十一日までの間は、同令第三条第二項及び第三項第二号イの規定は、適用しない。この場合におい

ては、この省令による改正前の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の規定を適用する。

- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表
- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長</p>

官が定める基準に適合するものをいう。

- 一の二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

一の三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のもの

イ 令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ 令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(規則第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

二から十八 (略)

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用備等に代えて用いることができない必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防

官が定める基準に適合するものをいう。

- 一の二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

(新規)

二から十八 (略)

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用備等に代えて用いることができない必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防

の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

(表略)

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
	二方向避難型 特定共同住宅 等	地階を除く階 数が五以下の もの		

の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

(表略)

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
	二方向避難型 特定共同住宅 等	地階を除く階 数が五以下の もの		

<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	
<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。）        スプリンクラ        ー設備        自動火災報知設備        屋外消火栓設備        動力消防ポンプ設備</p>	<p>は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備</p>
	<p>共同住宅用スプリンクラー設備        共同住宅用自動火災報知設備</p>

<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	
<p>自動火災報知設備        屋外消火栓設備        動力消防ポンプ設備</p>	<p>自動火災報知設備        屋外消火栓設備        動力消防ポンプ設備</p>
<p>共同住宅用自動火災報知設備</p>	<p>は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備</p>



地階を除く階	地階を除く階 数が十以下の もの	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	共同住宅用ス プ	共同住宅用ス プ	共同住宅用非常 警報設備	共同住宅用非常 警報設備	災報知設備及び 共同住宅用非常 警報設備
屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	共同住宅用ス プ	共同住宅用ス プ	共同住宅用非常 警報設備	共同住宅用非常 警報設備	災報知設備及び 共同住宅用非常 警報設備

地階を除く階	地階を除く階 数が十以下の もの	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	共同住宅用ス プ	共同住宅用ス プ	共同住宅用非常 警報設備	共同住宅用非常 警報設備	災報知設備及び 共同住宅用非常 警報設備
屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	屋内消火栓設 備 動力消防ポン プ設備	共同住宅用ス プ	共同住宅用ス プ	共同住宅用非常 警報設備	共同住宅用非常 警報設備	災報知設備及び 共同住宅用非常 警報設備









二十メートル以下となるように、令第十条第二項並びに規則

第六条から第九条まで（第六条第六項を除く。）及

び第十一条に定める技術上の基準の例により設置すること。

ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあつては、消火器具を設置しないことができる。

二 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）に設置すること。

ロ スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室（建築基準法第二条第四号に規定するものをいう。以下同じ。）及び収納室（室の面積が四平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）の天井の室内に面する部分に設けること。

ハ スプリンクラーヘッドは、規則第十三条の二第四項第一号（イただし書、ホ及びトを除く。）及び第十四条第一項第七号の規定の例により設けること。

ニ 水源の水量は、四立方メートル以上となるように設けること。

ホ 共同住宅用スプリンクラー設備は、四個のスプリンクラー

二十メートル以下となるように、令第十条第二項並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」と

いう。）第六条から第九条まで（第六条第六項を除く。）及び第十一条に定める技術上の基準の例により設置すること。

ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあつては、消火器具を設置しないことができる。

二 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ 特定共同住宅等の十一階以上の階に設置すること。

ロ スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室（建築基準法第二条第四号に規定するものをいう。以下同じ。）及び収納室（室の面積が四平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）の天井の室内に面する部分に設けること。

ハ スプリンクラーヘッドは、規則第十三条の二第四項第一号（イただし書、ホ及びトを除く。）及び第十四条第一項第七号の規定の例により設けること。

ニ 水源の水量は、四立方メートル以上となるように設けること。

ホ 共同住宅用スプリンクラー設備は、四個のスプリンクラー

ヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分以上で放水することができる性能のものとする

こと。  
へ 非常電源は、規則第十四条第一項第六号の二の規定の例により設けること。

ト 送水口は、規則第十四条第一項第六号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設けること。

チ イからトまでに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

### 三・四 (略)

4 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 次のいずれかに該当するとき。 共同住宅用スプリンクラー設備

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない

ヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分以上で放水することができる性能のものとする

こと。  
へ 非常電源は、規則第十四条第一項第六号の二の規定の例により設けること。

ト 送水口は、規則第十四条第一項第六号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設けること。

チ イからトまでに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

### 三・四 (略)

4 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と

い場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）。共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。共同住宅用スプリンクラー設備

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）。共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備